

第7回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会 合同委員会会議記録

開閉会 日時	令和8年1月28日（水曜）		午後1時30分 開会
	休憩 13:58-14:01 14:10-14:13 14:17-14:18 14:19-14:20		
	14:23-14:40 15:40-15:41 15:42-15:43		
	午後3時50分 閉会		
	休憩時間：0時間27分	会議時間：1時間53分	
会議場所	役場3階 委員会室		
出席委員 氏名	委員長 木村 淳彦	委員 中村 和宏	委員 伊藤 稔
	副委員長 堀切 忠	委員 早苗 豊	委員 菊池 秀明
	委員 西尾 一則	委員 渡辺洋一郎	
	委員 常通 直人	委員 橋本 和仁	
	委員 正村紀美子	委員 小笠原 等	議長 梶澤 幸治
	住民税務課長	松田 奈巳	環境土木課長 橋本 直樹
	納税係長	村島志津佳	道路公園管理係長 林 啟哉
	魅力創造課参事	中村 宗紀	生涯学習課長 江崎 健一
	魅力発信係主査	藤村 勇貴	
参考人			
欠席委員 氏名	委員 中田智恵子		
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係長 竹川 恭史	総務係主査 大石真澄

1 開会

木村委員長（総務経済常任委員会）が開会を告げ、中田智恵子委員、立川美穂委員、から欠席の申出があった旨報告し、事務局から委員会の日程について説明をする。

2 議件

（1）調査事項

- ア 町税等の滞納に対する特別措置に関する見直しについて 資料1
- ・住民税務課長：資料説明（「資料1」）。
- ・委員長：資料1について質疑はないか？
- ・正村委員：今回の条例改正において、具体的な個別サービスが規則に移行されるという説明があったが、これまで条例に記載されていた判断材料を規則に委ねる整理に変えるという理解で良いか？
- ・住民税務課長：条例を廃止することなく残し、対象となる行政サービスの骨格部分を条例に明記し、具体的な個別サービスは規則で整理する方向である。
- ・正村委員：規則に移行する意図について、町としてどのような考えを持っているのか？
- ・住民税務課長：条例制定から19年が経過し、時代背景が変化している。行政サービ

スの迅速な提供を目指し、骨格部分を条例に明記しつつ、具体的な内容を規則で整理することで、住民にとって使いやすい制度を構築したい。

- ・正村委員：住民の権利制限や行政処分に関する枠組みを、条例から規則へ移す必要性に疑問を感じる。運用上の工夫と権利制限に関する制度的枠組みは分けて整理すべきではないか？
- ・住民税務課長：条例には規制対象を明記し、従来の細かな列挙は見直して骨格を示す形に整理する。併せて、住民への影響が大きいため、対象内容が分かるよう周知方法を強化する。
- ・正村委員：別表の見直しは規則になるので町の判断ができることから、議会の議決は要しないという整理か？
- ・住民税務課長：条例には制度の骨格を規定し、具体的な行政メニューは条例に反しない範囲で規則により定める。規則の内容決定プロセスは、経営戦略会議や収納の本部会議など、どの決定ルートを通すかを含めて現在内部調整中であるが、いずれにしても町の正式な決定機関を経て、項目の追加・変更等を所定の手続に沿って決定していく方針である。
- ・正村委員：現時点では今後の決定になる前提のもと、これまで議会が議決してきた内容が今後は規則で整理され、対象サービスの範囲や項目の制限などを行政内部の判断で議会の議決を経ずに規則で整理していく運用を想定しているのか？
- ・住民税務課長：具体的な個別メニューは規則で定めるため、議会の議決を経ずに所定の手続で整理していく運用となる一方、7項目の追加や制限の拡大など制度の枠組みに関する変更は条例改正が必要であり、その場合は条例案件として議会の審議・議決を経ることになる細かい項目は規則で規定するので、議決を経ない手続になる。
- ・正村委員：決算時に報告される内容と議決の違いについて、町はどのように考えているのか？
- ・住民税務課長：決算時に報告する形を予定しているが、議会への公表の仕方について再度検討する必要がある。
- ・渡辺委員：今回の見直し案では、条例の中で定めていた具体的なサービスを規則に移すという説明があったが、これを行うことで町民にとっての最大の利点は何か？
- ・住民税務課長：行政サービスを迅速に受けられるようになること。
- ・渡辺委員：通年議会制を採用している本町では、臨時会を開くことで条例改正も可能であり、現行の条例のままでも大きな不都合はないように思う。条例から外す最大の目的は何か？
- ・住民税務課長：通年議会制であっても、議会を通すことで僅かなタイムラグが生じる。規則に移すことで、住民がより早く行政サービスを受けられる体制を整えることが最大の目的。
- ・正村委員：規則移行による住民への影響について、町はどのように説明責任を果たすのか？
- ・住民税務課長：住民に対して説明がつくような内部的な整理を行い、共通ルールを明確にして住民が納得できる形で進める。
- ・渡辺委員：年度途中での条例改正が必要となるケースやサービスの改廃の具体的な

数値は？

- ・住民税務課長：具体的な数値は持ち合わせていないが、昨年度、年度途中から開始した行政サービスとして、住まいのゼロカーボン推進事業補助金及び省エネ化推進事業補助金の2事業がある。申請件数の具体的な数字は現時点では未把握であるが、いずれも条例整備に時間を要し、サービス提供開始が遅れて年度途中で開始となつた事例である。
- ・渡辺委員：規則による改廃が議会の議決を経ずに可能になるということだが、その報告は議会にどのような形でされるのか、決算時の資料のみなのか、それとも都度報告されるのか？
- ・住民税務課長：現時点では決算時に運用状況を報告する形を予定しているが、議会への公表の仕方については再度検討する必要がある。
- ・委員長：他にないか？
- ・(なし)
- ・委員長：調査事項「ア」の調査を終了する。

イ 芽室公園 Park-PFI 事業の公募結果について

資料 2

- ・魅力創造課参事：資料説明（「資料 2」）。
- ・委員長：頁ごとに質疑を行う。1 頁について質疑はないか？
- ・(なし)
- ・委員長：1 頁を終了する。次に2 頁について質疑はないか？
- ・菊池委員：財政計画や管理計画の中でどのように位置づけられているのか？
- ・魅力創造課参事：公募設置等指針を設定する際に財政担当がシミュレーションを行い、総合計画の目標値を超えない範囲で町の負担を定めた。
- ・菊池委員：町税収や経済波及効果を差し引いた実質的な町の負担について、現段階でどのように評価しているのか？
- ・魅力創造課参事：費用対効果の考え方として、支払う対価に対して最も価値の高いサービスを提供するVFMを採用している。モンベルショップの誘致や日高山脈の国立公園化などの価値を含めて、町として投資する価値があると判断している。
- ・菊池委員：財政状況が厳しくなった場合に、本事業が町として優先的に実施すべき経費であるのか、見直しの対象となり得るのか？
- ・魅力創造課参事：財政的なリスクを踏まえた計画であり、企業の撤退リスクや運営リスクについても協定書で対応を定める。指定管理の条件を見直すなど、町の財政状況に合わせた対応を検討する。
- ・橋本委員：ビジターセンターの運営費は未定となっているが想定額は？
- ・魅力創造課参事：案内機能を中心に想定しており、運営費を抑えるために柔軟な人員配置や町内団体との協議を進める方針で現時点では具体的には言及できない。
- ・橋本委員：飲食関係の運営費について、町の負担の整理は？
- ・魅力創造課参事：指定管理者の自主事業として運営されるため、町の費用負担は発生しない。
- ・早苗委員：特定公園施設の駐車場の運営管理費について、モンベルが負担せずに店

舗運営が可能になるのか？

- ・魅力創造課参事：町が事業者に駐車場を無償貸与し、管理は事業者が担う形で進める。モンベルと事業者の間の具体的な関係については、町は関与しない。
- ・早苗委員：町としては管理しないという理解で良いか？
- ・魅力創造課参事：お見込みのとおり。
- ・委員長：他にないか？
- ・(なし)
- ・委員長：2頁を終了する。次に3頁について質疑はないか？
- ・正村委員：特定公園施設の整備費12.3億円に対し国の交付金が7.3億円と、2分の1を超えているは、この交付金以外にも補助金・交付金などの財源があるのか？
- ・魅力創造課参事：総事業費12億3,400万円のうち国交付金は原則2分の1で、残りの町負担分には公共事業等債を充当し、起債に対して20%の財政措置がある。交付金と財政措置を合わせた町の実質的な収入相当は約7億3,400万円となり、実質負担は約5億円となる。
- ・委員長：他にないか？
- ・(なし)
- ・委員長：3頁を終了する。次に4頁について質疑はないか？
- ・正村委員：約5.6億円の削減効果の内訳は？
- ・魅力創造課参事：従来方式とPark-PFIを施設区分ごとに比較した結果、PFIの一般的な事業費削減効果（平均8%～15%）に加え、Park-PFIでは民間負担1割以上もあるため町負担が軽減され、初期で約2億円、20年間で約5億円の削減を見込む。さらに民間の維持管理によりランニングコストの追加削減も期待できる。
- ・正村委員：Park-PFIは価値面のメリットがある一方、借上料や指定管理料など20年間の町負担が生じ、交付金を含めた実質負担が見えにくい。内訳の具体説明と削減効果・メリットに関する町の認識は？
- ・魅力創造課参事：外構・駐車場は提案に含めるため追加費用は基本発生せず、町は敷地まで（下水接続等）を手配し、敷地内の整備や引込みは事業者負担とした。Park-PFIの効果額は試算で確約はできないが、町としては価値があると判断しており、初のPFIで分かりにくいくらいあるため今後も丁寧に説明する。
- ・正村委員：Park-PFIの価値を強調するだけでは町民に受け入れられるか疑問があり、町民負担だけでなく町財政への影響が最も重要である。議会の附帯決議の趣旨も踏まえ、財政面の影響を見る形で示しながら進めないと町の負担が増える懸念があり、町はその懸念をどう払拭するのか？
- ・魅力創造課参事：税収・人口動向を踏まえ町全体で事業の取捨選択や住民負担の見直しも検討する中で、本事業は今後のまちづくりに必要であり、金銭面に加え、生活の質向上や誘客、地域経済への波及効果を実感できる形で示していく。
- ・正村委員：町の財政状況を考慮すると20年間で約25億円の負担は非常に大きいが本当に可能なのか？
- ・魅力創造課参事：財政シミュレーションを行い、町の負担が可能な範囲で事業を進めている。

- ・委員長：他にないか？
- ・（なし）
- ・委員長：4頁を終了する。次に全体をとおして質疑を行う。はじめに調査視点の「(1)町が認定する公募設置計画の概要」について質疑を行う。質疑はないか？
- ・（なし）
- ・委員長：次に「(2)芽室公園の整備方針との関連性」について質疑はないか？
- ・正村委員：費用対効果は150万円が基本になるという理解で良いか？
- ・魅力創造課参事：先に示した150万円の削減額は、事業対象エリアのうち社会体育施設の指定管理から外れる面積分に伴う削減であり、芽室公園全体の削減ではない。
- ・委員長：他にないか？
- ・（なし）
- ・委員長：次に「(3)まちなか再生事業との関連性」について質疑はないか？
- ・菊池委員：駅前商店街への具体的な誘導策は？
- ・魅力創造課参事：町内事業者、商工会や商店会事務局と協力しながら進める方針で、令和8年度から検討を進め、早ければ令和9年度予算で提案する予定。
- ・委員長：他にないか？
- ・（なし）
- ・委員長：次に「(4)町財政への影響を考慮した予算措置やリスク管理の徹底」について質疑はないか？
- ・正村委員：物価高騰や経済状況の変化による事業者の経営悪化や撤退リスクは？
- ・魅力創造課参事：協定書でリスク分担を明確に定めており、物価上昇や災害などの想定外の事態が発生した場合は協議を行う。
- ・正村委員：町が追加支援を行う可能性や、協定書でのリスク分担の具体的な内容は？
- ・魅力創造課参事：現時点では追加支援の予定はなく、事業者が責任を持って運営することを前提としている。
- ・委員長：他にないか？
- ・（なし）
- ・委員長：最後に全体をとおして質疑はないか？
- ・正村委員：近隣に類似施設があるので新嵐山では屋内遊戯施設を断念したのに、今回新設を認めた理由は何か、既存施設（隣の体育館）との重複も踏まえた町の考え方は？
- ・魅力創造課参事：新嵐山で見送ったのは近隣施設の有無ではなく、圏域人口や事業費・利用見込みを踏まえ採算が難しいと判断したためであり、芽室公園は圏域人口が多く帯広西部も含め集客が見込め、民間が1億円超を投資して成立する提案でもあることから、子育て環境充実やPR効果を期待して認定を進めていきたい。
- ・正村委員：少子化で子どもや圏域人口が減る中、遊戯施設ブームのように各地で整備が進む状況を踏まえ、今回の遊戯施設が今後20年間継続して機能・需要を保てるのかを町は認識した上で認めたのか、また将来的に別用途・別施設への転換なども想定しているのか？
- ・魅力創造課参事：圏域人口や事業費を考慮した上で、芽室公園の立地が屋内遊戯施

設の設置に適していると判断。子育て世代のニーズや温暖化による夏季の利用需要を見据え、施設の必要性を認識している。

- ・菊池委員：想定した価値が十分に發揮されない場合、町として事業の見直しや運営条件の変更を検討する必要があるか？
- ・魅力創造課参事：モンベルショップやビジターセンターが町民の日常的な利用に寄与する施設として整備されることを目指している。町民の生活の質の向上や地域内の経済波及効果を実感できるような取組を進める。
- ・正村委員：町はVFMの考え方に基づき、投資額を金銭的に回収する発想はないという理解で良いか？
- ・魅力創造課参事：PFI法の事業ではないが、民間資金や経営・技術力を活用して施設整備と効率的運営を行い、町民に低廉で良好なサービスを提供し地域の健全な発展に資するというPFI的な考え方に基づく。投資の回収は事業費の直接回収に限らず、(1)使用料、(2)税収、(3)住民福祉やサービス向上などの公共的効果を含めた価値として捉え、生活の質向上等も含めて回収していきたい。
- ・委員長：他にないか？
- ・(なし)
- ・委員長：調査事項「イ」の調査を終了する。

・委員長：自由討議を行う。最初に調査事項「ア」について、意見はないか？

・正村委員：行政が住民に処分を科すことは生活への影響が大きいため、判断を行政内部で完結させる規則へ移行することには慎重であるべき。二元代表制の下で議会の監視機能をどう発揮するかが重要であり、今後は調査や議会内での議論・研究を含め対応を検討し、委員長に委ねる。

・委員長：今後の取扱いについて、3月定例会議に提案を予定している。意見はないか？

・常通委員：先の質疑を踏まえ町側も検討余地があると受け止めており、3月の提案前に正副委員長と担当課で協議し、追加説明の要否を確認しながら進めて欲しい。

・渡辺委員：前回は見直し・再整理は条例内で行う想定だったが、今回の案では7区分は条例に残しつつ事業内容を規則へ移す内容であり、行政処分に関わる重い事項を議決対象から外すのは理解し難い。町の整理案は再調査が必要で、3月提案前に再調査すべき。

・橋本委員：同僚委員も概ね同様の認識であり、町から議会への「再度検討する」との示しもあるため、対応は「再調査」として進める理解で良い。

・委員長：他にないか。

(なし)

・委員長：再調査をすることで、両委員長で検討させていただく。

・委員長：調査事項「ア」の自由討議を終了する。

・委員長：次に調査事項「イ」について、意見はないか？

・正村委員：町の「価値の高いサービス提供」を重視する考え方が町民に受け入れられるよう、十分に分かりやすい説明を尽くすべき。また、進めようとしているPFI事

業が町民福祉の向上につながるかは不確定要素が多く、現時点では再調査とまでは言わないが、個人的に懸念が多い。

- ・委員長：他にないか。
(なし)
- ・委員長：以上で自由討議を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について

- ・委員長：両常任委員長協議とする。

(2) その他

- ・委員長：各委員からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：議長からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：事務局からないか？
- ・(なし)

以上をもって、合同委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	2名	議員	0名	合計	2名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和8年1月28日

総務経済常任委員会委員長 木村淳彦